

【件名】 アルザス地方における外出規制緩和について

●アルザス地方（バ＝ラン県及びオ＝ラン県）における５月１１日以降の外出規制緩和に関し、主な概要をお知らせいたします。その他の地域についても現時点では同様です。

●各地方自治体の判断で外出規制緩和の方針が一部異なる可能性があります。今後もお住まい、滞在先の市役所及び県庁のホームページ等を確認いただくとともに、各種報道にもご留意ください。

（本文）

５月１１日

在ストラスブール日本国総領事 赤松 武

在留邦人および当館管轄地域に滞在中のみなさまへ、

本日から外出規制が一部緩和されました。

しかしながら、当館管轄地域は赤ゾーンです。先行して外出規制を解除した欧州内の他国では一部新規感染者の増加も見られているように、当地においては引き続き感染予防対策を維持することが求められています。これまで同様、十分注意され、感染防止に努めてください。

引き続き当館は皆様のお役に立つべく関連情報の提供等を行って参ります。

質問等ありましたら末尾の連絡先までお願いいたします。

１ 商業施設

・レストラン・カフェ・バー以外の商業施設（マルシェを含む）は営業再開可。

２ 散歩とスポーツ

・社会的距離を厳守した上での屋外の運動は可能。ただし、屋内でのスポーツ及びグループや人と接触する競技スポーツは禁止。

・バ＝ラン県及びオ＝ラン県は赤ゾーンとなっていることから、緑地・公園はこれからも閉鎖される。

・スポーツ・文化系の大規模行事（５０００人以上が集まるもの、祭典等）は９月以前の開催を認められない。

３ 社会生活

- ・5月11日から図書館、メディアライブラリー、小規模の美術館・博物館の再開を認める一方、大勢が集まる大規模の美術館・博物館、映画館、劇場、コンサート場の再開は認められない。バ＝ラン県では各市の多目的会場が6月1日まで閉鎖される。

- ・原則として、ウイルス感染の拡大防止の観点から、10人以上の集会を認められない。

4 交通

(CTS)

- ・ストラスブール都市圏において、5月11日から段階的にCTS社がバスや路面電車の7割程度を運行させる予定。5月末に向けて8割のバスや電車が運行を確保する。

(都市間の公共交通)

- ・都市間の公共交通においては7割の運行を確保。通学バス等は100%確保。車内での乗車券販売は行わない。中学生(college)以上はマスクの着用が義務付けられる。車内は通常の座席数を半分とする。

(SNCF)

- ・SNCFは列車や駅構内の消毒を徹底。月曜日と火曜日、1回使用のマスク(10万枚程度)を無償配布する。更に10万枚程度が車掌又は切符売り場で入手できる。18日の週に一部の駅において13万枚を利用者に配布する予定。通常の座席数の半分のみ利用可能。

- ・駅構内で社会的距離確保のための措置をとる。

- ・予防策に関する説明、協力への呼びかけの張り紙を行い、構内放送でも利用者に対する説明を行う。

- ・5月11日からTERの75%が運行する予定。4～5週間後に100%運行とすることを目指す。

- ・利用者は11歳からマスクの着用が義務付けられる。違反(マスク無着用)の場合は135ユーロの罰金が科せられる。

5 オ＝ラン県における国境措置

- ・国境に関しては、現行のルールから大きな変更はない。認められた越境労働者は以下の箇所で通行できる。

－ドイツ国境：Vogelgrun (pont de Brisach), Ottmarsheim (A36), Village-Neuf (pont du Palmrain)

-スイス国境:Saint-Louis (Lysbüchel, autoroute et Bourgfelden), Hégenheim (Allschwil), Leymen (Benken), Mulhouse - Bâle 間の鉄道.

また, スイス及びドイツと協力して, 5月11日の時点で以下につき再開することを決定。

- ドイツ国境: Chalampé (le point de passage frontalier)
- スイス国境 : Leymen Flüh (le point de passage) (5h ~ 20h)

(参考) バ＝ラン県庁ホームページ

<http://www.bas-rhin.gouv.fr/Actualites/Sante/Strategie-locale-de-deconfinement>

(参考) オ＝ラン県庁ホームページ

<http://www.haut-rhin.gouv.fr/Actualites/Actualites-du-Prefet-et-des-Sous-Prefets/Coronavirus-COVID-19/Declinaison-departementale-du-deconfinement-dans-le-Haut-Rhin>

このメールは, 在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

【問い合わせ先】

在ストラスブール日本国総領事館

代表番号 : 03-8852-8500

(フランス国外からは(+33) 3-8852-8500)

メール : consulaire-cgj@s6.mofa.go.jp (領事班専用)

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は, 以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

(了)